

第3回環境被害に関する国際フォーラム

セッション2 問題解決に向けて

「紛争」解決としての水俣病施策
～終わることのできない水俣の今

田尻 雅美*

熊本学園大学水俣学研究センター研究員

「紛争」解決としての水俣病施策

水俣病は公式に確認されたのが1956（昭和31）年5月1日と後に言われています。公害と認められるのが1968（昭和43）年です。その後、水俣病として認定されると「補償協定」がチツと結ばれて、金銭給付を中心とした補償が受けられるようになりました。それとは別に水俣病とは認めないままの各種救済の措置がいくつもあります。ですから、水俣病の補償救済制度は、わかりにくいし、知らない人も多くいます。なぜいくつもあるのかというところは、これまでの、宮本憲一先生、花田先生、そして萩野さんの話からも出てきました。これら全ては、被害者たちが、患者たちが、闘って手に入れてきたものです。それでも、「補償協定」以外は、水俣病患者として認められていないものです。花田先生が言われた、「公正であるもの。公正公平でなく、そして被害者の尊厳が保たれていない」というものです。補償・救済の表です（表1）。年代別に作ってあって、手帳の色でいくと、認定された方の

表1 水俣病補償・救済制度

| | |
|-----------------------|--|
| 1959年12月30日 | 見舞金契約（チツと水俣病患者診査協議会で認められた患者） |
| 1973年7月 | 補償協定締結（チツとの協定、認定された患者のみが対象） |
| 1974年9月 | 公害健康被害の補償等に関する法律 |
| 1974年12月 | 認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」 |
| 1996年 | 水俣病総合対策医療事業「医療手帳+一時金」「保健手帳」 |
| 2005年 | 水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」 |
| 2009年 | 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「水俣病被害者手帳」 |
| 上記以外に訴訟で勝訴した患者の手帳がある。 | |

出典：「補償協定書」、「水俣病事件資料集」、「水俣病問答集」、「保健手帳・被害者手帳申請の手引き」より作成

*1998年熊本学園大学社会福祉学部Ⅱ部に入学し、水俣病と出会う。胎児性・小児性水俣病と障害者について研究を始めた。2005年4月より熊本学園大学水俣学研究センター研究助手、2017年より研究員として水俣学研究を続けている。介護技術講習会主任指導者、社会福祉学部非常勤講師などで介護福祉士養成に係る。2016年熊本学園大学社会福祉専攻博士課程修了。社会福祉学博士。

手帳は、黒・水色・青色です。水俣病と認めていないままの手帳には、ピンクや黄色、白色などがあります。このようにいくつも手帳の種類があり、複雑です。また、水俣病と認めない手帳は、熊本県と鹿児島県でも変わってきます。新潟になるとさらに認定申請後1カ月で出される手帳もありますし、色も違います。

尊厳が保たれない各種救済手帳

このように公正公平でなく、患者の尊厳が保たれていないままの救済制度による手帳です。また、これらの補償・救済制度では指定地域が異なってきます。表2は公健法による、指定地域、その他の手帳によって対象地域を示したものです。ここに住んでいる方たちが水俣病の汚染がある、条件の1つに入ります。表の左から2番目は認定申請者医療手帳で水俣病の認定申請をして、1年後にもらえるものです。対象地域の範囲が広がっています。実際に、

表2 補償・救済制度の指定・対象地域

| | 水俣病 患者手帳 | 認定申請者 医療手帳 | 医療手帳 | 保健手帳 | 新保健手帳 | 水俣病 被害者手帳 |
|-------------|-------------|----------------------|---|------|--|---|
| 指定・ 対象地域 | 水俣市 | 水俣市 | 水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた地域 | | | |
| | | 田浦町 | 田浦町のうち大字横居木を除いた地域 | | | |
| | 芦北町 | 芦北町 | 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、豊岡及び大川内の地域 | | 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び伊牟田の地域 | |
| | 津奈木町 | 津奈木町 | 津奈木町 | | 津奈木町全町 | |
| | | 天草市御所浦町 | 御所浦町 | | 御所浦町全町 | 天草市のうち御所浦町の区域 |
| | | 上天草市龍ヶ岳町 | 龍ヶ岳町のうち大字大道の地域 | | 上天草市のうち龍ヶ岳町のうち大字大道の地域 | 上天草市のうち龍ヶ岳町の地域 |
| | | 八代市のうち平成17年度合併前の旧八代市 | 八代市のうち二見洲口町 | | 八代市のうち二見洲口町 | 八代市のうち二見洲口町の区域 |
| | 出水市 | 出水市 | 出水市及び出水郡高尾野町（江内、大久保、上水流、柴引）の地域 | | 出水市のうち平成18年現在における出水市及び出水郡高尾野町（江内、大久保、上水流、柴引）の地域 | 出水市のうち平成18年合併前の出水市の区域平成18年合併前の高尾野町のうち大字江内、大久保、上水流、下水流、柴引の区域、平成18年の合併前の野田町のうち大字下名の区域 |
| | | 出水郡 | | | 出水郡長島町のうち平成18年現在における同郡東町の地域 | 長島町のうち平成18年の合併前の東町の全域 |
| | | 阿久根市 | 阿久根市のうち大字脇本、赤瀬川の区域 | | 阿久根市のうち大字脇本、赤瀬川の区域 | |

出典：水俣病問答集、保健手帳・被害者手帳申請の手引きより筆者作成

この公健法で指定されている指定地域外の対岸の島であるとか、鹿児島島の獅子島、長島からも認定患者さんは出ています。

そして、和解の時の総合対策医療事業の医療手帳・保健手帳の対象地域、水俣病の特措法の地域というふうに、少しずつ範囲が違ってきているというのがわかるかと思います。

これら各種救済は、きちんと調査などをされて作られたものではないので、このように、付け焼刃ではないが、ここにも患者さんがいたからもうちょっと地域を広げなきゃ、みたいな形で、広がっていったんじゃないかな、っていうふうに思えるようなものです。

そのため、これはさっきお話してくださった佐藤英樹さんの家族ですが、同じような食生活を送っていて、同居家族内でいろんな手帳を持っていることがわかります(図)。同じような食生活を送っていても、手帳がばらばら。患者として認められていない。特に佐藤英樹さんの世代、胎児性・小児性世代には、認定されている人がほとんどいません。このように広範な被害があっているけれども、実際に認定されている方は少ない。そして、各種救済手帳、水俣病と認められないままの手帳をお持ちの方が約7万人程度であるというのが現状です。これまでの見舞金契約など各種救済措置は、皆さん、患者さん達が闘って、手に入れてきたものである、ということは先程お話ししました。それも、毎回、患者さん達は「どうか、助けてほしい」と、一生懸命闘っている中で、裁判は、長く長く続いていきます。でも、「生きているうちに救済をしてほしい」ということで、和解でその救済措置がとられていきます。その救済措置時は、患者さん達、被害者達には、水俣病の症状があるけど、水俣病ではないが医療費と一時金でどうかお助けしましょう、というものです。その時に必ずチッソにも対応されています。国は、患者救済だけではなく、実は患者救済のお金を支払うために、チッソにお金を貸していく。そして、そのお金は、後々になると、返さなくていいというようなものです。

そして、2004(平成16)年、チッソ水俣病関西訴訟の最高裁判決で原告が勝訴した時に、「これでやっと患者さん達、みんな救われる」と私も判決の現場に行って思いました。でも、実際は変わりませんでした。最高裁で勝った後、認定申請が増えて、被害者の運動も増えていきました。結局、最高裁判決で、国・県の責任が認められても、これまでの対応を変えることはなく、国・県がとった方法は、「水俣病被害者の救済及び、水俣病問題の解決に関する特別措置法」で、水俣病とは認めないままに被害者を救済するというものでした。

闘い続けるしかない水俣病被害者

こういう状況ですので、被害者たちはやはり、まだ裁判で闘わざるを得ない状況が続いています。また、このように水俣病とは認めないままの制度があるので、患者さんは「ニセ患者」などと言われ、差別がなくなることはありません。そのために、公正に認めてほしい、と佐藤英樹さんたちは、裁判を続けている。そして、新潟でも同じように訴訟が行われている。という状況を知っていただきたいと思います。

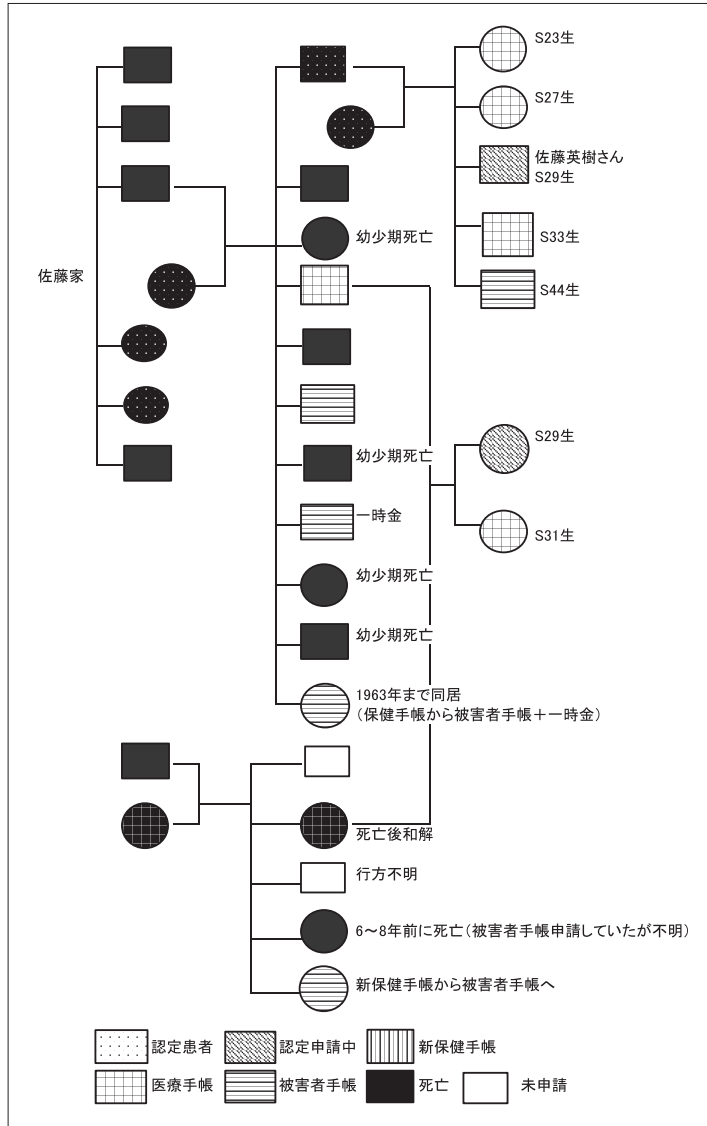


図 佐藤家の家系図

出典：ヒアリングより筆者作成

実際に、水俣病と認定されても、そのままお金をもらえて良かったね、という状況ではありません。認定された人も、福祉の施策をすごく求めています。ただ、胎児性、小児性に関しては、この救済措置の実施と合わせて行う、地域再生の中の1つ、医療福祉施策として、特に、胎児性患者とその家族の方々などの施策があります。これに関しては、熊本県知事が水俣を訪れ、そして胎児性患者さんの家や明水園など訪れて、本人たちの声を聞き、制度に反映されていってるということは、少し、前進していると思います。特措法でも、効果的な疫学調査を行うための手法の開発ということで調査をすることが書かれていますが、手法の

開発というところで留まっています。このことについては、この後井上さんからお話があります。

チツソとの補償協定の中でも、前文の7条に、「水俣病患者の治療、および訓練、社会復帰、職業あっせん、その他の、患者、家族の福祉の増進について、実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる」と明記してあります。これは、その時だけではなく、永遠に続くものである、と思っていますが、これは全然されていません。

こういう状況だからこそ被害者たちが闘うしかない。その中で、どんなふうに使われているのか、水俣病の状況を、井上さんから報告していただきたいと思います。

参考文献

- ・田尻雅美「忘却される患者 — 第一号患者は、今…」熊本学園大学水俣学研究センター編『水俣からのレイトレッスン』熊本学園大学水俣学ブックレット9号、熊本日日新聞社、2013年。
- ・田尻雅美「水俣病の補償・救済制度の限界～水俣病未解決がもたらすもの～」花田昌宣・中地重晴編『水俣病60年の歴史の証言と今日の課題』熊本学園大学水俣学ブックレット15、熊本日日新聞社、2016年。
- ・田尻雅美「シリーズマイノリティの声23 放置される水俣病—救済策によって強化される差別」『月刊 ヒューマンライツ』部落解放・人権研究所、2017年。
- ・田尻雅美「水俣病被害を矮小化する力 — 病名変更を求める看板から考える —」『月刊ヒューマンライツ』376号、部落解放・人権研究所、解放出版社、2019年。